

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

平成十九年一月以降有効な旧規定

改正法令一覧

・医療法の一部を改正する法律(平成二七・九・二八法七四)
附則二二条(平成一九・四・二施行)

(指定の取消し)

第一九条の九①(略)

② 都道府県知事は、前項の規定によりその指定を取り消すと
するときは、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会(地方精神
保健福祉審議会が置かれていない都道府県にあつては、医療法
(昭和二十三年法律第二百五号)第七十一条の二第二項に規定
する都道府県医療審議会)の意見を聴かなければならない。

③ (略)